

2022

春号

Spring

No.35

2022年5月12日発行



税理士法人八鍬会計 事務所通信

〒349-0114

埼玉県蓮田市馬込1丁目31番地

Tel 048-769-9551 Fax 048-769-9550

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net



今季号のご案内

- ★ 税務カレンダー
- ★ 税務 TOPIX
- ★ NEWSWAVE
- ★ 税金 Q&A
- ★ 事務所よりお知らせ

ごあいさつ

頑迷固陋 (がんめいこうろう)

お天気にも恵まれた今年のゴールデンウィーク、いかがお過ごしでしたでしょうか。新型コロナウイルスの緊急事態宣言も解除され、行楽地では大勢の人出でにぎわいを取り戻したようだ。

一方ロシアによるウクライナ侵攻は長期化の様相を帯びてきている。ロシアは昨年末からウクライナとの国境付近に軍を進駐させ、年明け2月24日に侵攻を開始。プーチン大統領は侵攻直前に側近を集め、作戦の是非を問うている。

しかしながら反対を直言できる者は皆無、周囲をイエスマンで固めている様子がメディアを通じ、世界に報じられた。おそらくプーチンは政治経験の乏しいウクライナ、ゼレンスキー大統領を抹殺排除すれば、ウクライナ全土を諷なく制圧できると思込んでいたのではないだろうか。しかしウクライナは西側諸国を味方につけ、防衛と反撃を繰り返し、2ヶ月以上たった今でも事態の終息が見通せない状況になっている。

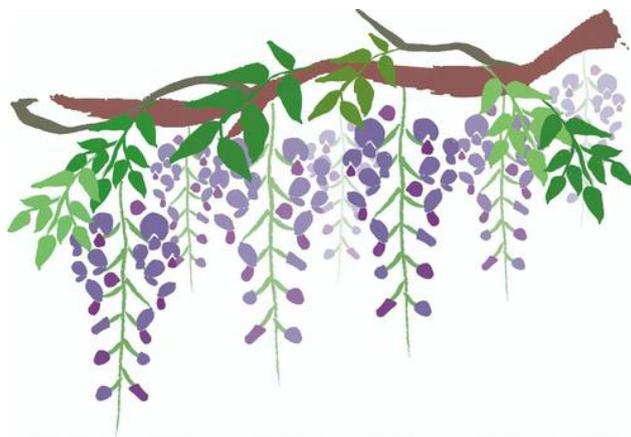
ウクライナ財務省によれば開戦から1ヶ月間に要した戦費は約1兆2000億円と発表している。他方ロシア政府の公式発表はないが、英国の調査機関によれば、1日当たり2～3兆円を要していると予測している。さらに世界各国からの経済制裁を含めた経済的損失は計り知れず、相当な打撃となっているようだ。

ロシアの歳入予算は年間31兆円、かたや日本は約50兆円。これを見てもロシアは、今回の侵攻で数年分の予算をほんの数か月間のうちに戦費として費やしたことになる。

過去を振り返ってみても戦費の調達に戦の勝敗を大きく左右するという歴史的事実がある。プーチンは事あるごとに「ナチズムの排除」を掲げ、自らを正当化している。果たしてどこまでが真実だろうか。

むしろ誤った歴史認識に執着するあまり、心の柔軟性をなくし『頑迷固陋』な姿勢を貫いているようにしか見えないのだ。

今から20年前、ペレストロイカの跡を引き継いだエリツィン元大統領から、民主主義国家の樹立を託されて大統領の座に就いたプーチン。今では全く逆の専制主義国家の元首となってしまった。後にエリツィン氏は「プーチンを選んだことが最大の過ちだった」と述懐している。過ぎ去った過去は取り戻せないが、未来は変えることができる。1日も早く世界に平和が訪れることを望みたい。



税務カレンダー

2022年5月

- ◆ 固定資産税 第1期
- ◆ 自動車税の納付

2022年6月

- ◆ 個人住民税 普通徴収 第1期

2022年7月

- ◆ 所得税の予定納税 第1期
- ◆ 固定資産税 第2期
- ◆ 源泉所得税 納期特例分(11日まで)
- ◆ 社会保険の月額算定基礎届(11日まで)
- ◆ 所得税の予定納税額の減額申請(15日まで)
- ◆ 労働保険の申告・納付(11日まで)

税務 TOPIX

石原慎太郎氏の生前対策アレコレ

作家で元東京都知事の石原慎太郎氏が2月に亡くなり、まもなく3ヶ月。氏には4人の息子の他に、銀座の美人ママとの間にできた5人目の男子がいることは周知の事実。知事選に初当選した当時、マスコミ各社を前にした記者会見。その場で『責任を取って認知した』と公表。その認知作戦が功を奏したのか、今回の相続でも今のところトラブルに発展したという話は聞こえてこない。

現民法は平成25年改正で、非嫡出子も嫡出子と同等の権利を有することを認めている。機を見るに敏な石原氏、遺言などで生前対策もそつなく取り組んでいたのではと思われる。

神田川俊郎 北新地の土地は誰の手に？

昨年4月新型コロナに感染して亡くなった日本料理の達人 神田川俊郎さん（享年81歳）の遺産を巡り、大阪は北新地の一等地にある神田川本店の土地が未だに分割協議が進まず、“争続”の元になっているようだ。

神田川さんは生前に結婚と離婚を3回繰り返しており、それだけに家族関係も複雑。相続税の申告と納税は済ませたとはいうものの、財産未分割のままでは仮申告のようなもの。

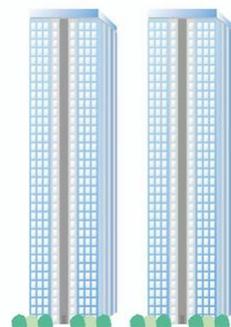
未分割では小規模宅地の減額や配偶者の軽減規定も適用できず、割高な相続税だったはず。いずれにせよ3年以内に解決すれば減額も可能だ。早めの決着をと言いたい所だが、余計なお世話かも。

過度な相続税対策に“待った”最高裁

国が定めた財産評価基本通達に従い、相続評価した高層マンションについて、最高裁は4月19日、国税当局が再評価し3億円を追徴課税した処分は適法と認める判決を下した。長きにわたったこの裁判の元を正せば、とある信託銀行が提案し主導してきた案件だ。

90歳代の高齢な父親の相続税負担を減らし、合わせて莫大な手数料収入を目論んだ銀行に、国税が鉄槌を下した格好だ。まさしく『過ぎたるは及ばざるが如し』と言えそうだ。

国税当局が使ったのは「総則6項」規定、「伝家の宝刀」とも呼ばれる、いわば何でも切れる刀。この判決によって行き過ぎた節税対策に楔（クサビ）が打たれるのは時間の問題と言えそうだ。



NEWS WAVE

事業復活支援金 申請期限 迫る！

新型コロナの影響を受けた中小企業、フリーランス、個人事業主などを支援する『**事業復活支援金**』。前号でもお伝えしましたが、今月31日が申請受付の最終日です。事前確認は26日まで。

基準期間の売上高と比べて30%以上減少している方が対象で、給付額は法人の場合は最大250万円、個人事業主は最大50万円です。

【対象月】

「令和3年11月から令和4年3月」の中から任意の1ヶ月。

【基準期間】

「平成30年11月から平成31年3月」

「令和元年11月から令和2年3月」

「令和2年11月から令和3年3月」

のいずれかを選択。

この申請には登録確認機関による「事前確認」が必要となります。

八鍬会計は登録確認機関の指定を受けております。希望される方は早めにご連絡を。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高-対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

税金 Q&A

売手側からみた『インボイス制度』 その3

インボイスとは

元々「送り状」とか「請求書・納品書」の意味ですが、こと消費税の世界では『消費税を納めていることを証する書面』の意味。この書面を発行できる事業者を予め税務署へ登録する制度、それがインボイス制度（又は適格請求書保存方式）です。令和5年10月1日からスタートします。今回は売手の立場から、その内容を検討してみます。



公認会計士・税理士
八鍬 幸平

1. 選択肢はいろいろ

個人事業者や法人が選択可能な4つのパターン

パターン	令和5年	事業者登録	インボイスの発行	消費税納税義務	簡易課税の選択	仕入控除(相手方)
1	課税事業者	する	できる	あり	可能	できる
2		しない	できない	あり	可能	できない
3	免税事業者	する	できる	あり	可能	できる
4		しない	できない	なし	不可(不要)	できない

2. 課税事業者のケース

- (1) 登録した場合（パターン1）
取引先お客様からインボイスの交付を求められた時は、交付しなければなりません。インボイスに必要な記載事項については、前号をご参照下さい。
- (2) 登録しない場合（パターン2）
取引先からインボイスの交付を求められても、交付することができません。また交付する義務もありません。ただし課税事業者ですから、消費税の申告と納税は必要です。

3. 免税事業者のケース

- (1) 登録した場合（パターン3）
登録をするには消費税の課税事業者でなければなりません。令和5年9月30日までに事業者登録をすれば、自動的に課税事業者として扱われます。したがって翌日の10月1日以後は消費税を納める義務が生じます。ただし簡易課税を希望する方は令和5年10月1日の属する課税期間の末日までに「簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。
- (2) 登録しない場合（パターン4）
これまで通り免税事業者のままです。インボイスの交付もできません。したがって取引先お客様が課税事業者であれば、仕入税額控除ができないため、取引先の納める消費税が多くなります。取引継続のために値引きを要求されたり又は取引停止を告げられることも考えられます。また消費税という名目で堂々と請求額に上乘せすることは、はばかられます。

4. 登録が不要な事業者

特に登録の必要がないと思われるのは、一般消費者を相手とする次のような事業者

- ① 非課税の売上が大部分を占める医業や介護事業者もしくは住宅家賃収入のみの大家さん
- ② 学習塾経営、葬儀業や保育事業経営
- ③ 農協などに無条件委託販売をする生産者などが考えられます。いずれにせよ1年数ヶ月後には始まる新制度です。早めの準備と対策が肝心です。詳しくは、八鍬会計担当者へお問い合わせ下さい。

おうち時間の増加で再注目のぬか漬

おうち時間が増えた分、自宅でぬか漬を漬ける人が増えており、ぬか漬の魅力が再び注目されています。「健康に良い」というイメージがありますが、実際どのような効果が期待できるのでしょうか。

ぬか漬の効果

1. 腸内環境の改善・・・発酵食品のため乳酸菌が摂れ、腸内で善玉菌が増えて腸内環境がよくなる。
2. 免疫力アップ・・・腸内環境がよくなると、免疫力がアップし、健康を維持します。
(免疫細胞のほとんどは腸にある)
3. 美肌効果アップ・・・腸内環境がよくなると、美肌にも効果があります。

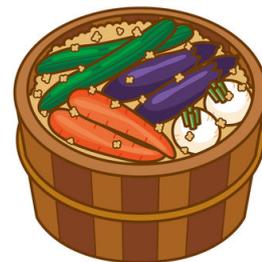
材 料

きゅうり、ナス、大根、人参など。

美容と健康にいいこといっぱいですが、食べ過ぎにはご注意ください！（塩分摂りすぎに）



ぬか床を作るのは大変と思っている人には、無印良品の「発酵ぬか床」が初心者向けでおすすめです。買ってすぐに漬けられます。
(商品価格 1,000 円前後)
ぜひ試してみてくださいね。



事務所よりお知らせ

コロナの影響により、在宅でリモートワークする方が増える中、自宅では業務に集中できない！という方々の間で、**個室ブースの利用**が増えています。

不動産賃貸の新しい形態としても注目されており、当事務所顧問先の株式会社クルトン様が開発した**防音個室ブースPAO（パオ）**は、テナントの空きスペースに簡単に設置が可能で、大学生協や駅ビルなどで多くの設置事例があります。

オンライン時代のマストアイテム

防音個室ブース

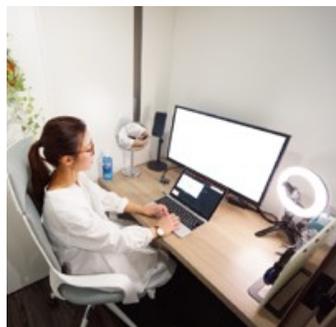
PaO

発注から
設置まで

Web会議
に最適

幅広い
場所に設置

約**1ヶ月** 防音仕様 **豊富な
カスタマイズ**



キャスター付きで移動も自由自在、**導入費用は一切かからず、管理はクルトンにお任せ、利用料の15%を受け取れます。**空きスペースの有効活用に検討してみてもいかがでしょうか。

お問い合わせは八鍬会計パオ係までご連絡下さい。

ご相談は 八鍬会計 まで

税務会計や相続対策・事業承継・補助金申請など、お気軽にご相談ください。

また、新たに事業を始めた方や資金繰り・相続等でお困りの方がいらっしゃいましたらご紹介ください。

編集後記

大型連休が終わりました。比較的天候にも恵まれ、何より3年ぶりに行動制限が解除され、旅行や帰省を楽しまれた方も多かったのではないのでしょうか。

しかしその後、また新規感染者が増えています。まだまだ油断はできません。

手洗い・うがいなどの基本的な対策を徹底し、感染予防に努めましょう。

連絡先 税理士法人八鍬会計

TEL 048-769-9551

FAX 048-769-9550

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net

広報委員 鈴木 黒須 久保田